

## 電気代高騰相当額支援補助金実施要領

### 1 目的

県知事は、社会福祉施設や私立学校等の負担を軽減し、物価高騰下においても安定的にサービスを提供することを目的に、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人が令和3年度に支払った電気代実績に18.6%（電気代平均上昇率）を乗じた金額に対し、予算の定めるところより補助金を交付する

### 2 事業実施主体

事業実施主体は別紙の支援対象を運営する法人又は個人とする。

### 3 補助対象経費

令和3年度電気代実績×18.6%

### 4 事業実施上の留意事項

他の補助制度により、現に上記3の補助対象経費の一部、又はその全部に対して補助を受けている場合は、その経費について本事業の補助対象経費から除外する。

### 附 則

この要領は、令和4年度9月補正予算から適用する。